

§6. 洗車マニュアル

1. マニュアルの方針

- 1-1 廃棄物運搬車両が場外に退出する際には、車両に付着した廃棄物が場外へ飛散・流出しないようにしなければならないので、車両の洗浄を行う必要がある。
したがって、運搬車両が適正かつ安全に洗車が行えるよう、洗車手順等を明確にしたマニュアルとする。
- 1-2 洗車方法について、廃棄物が場外へ飛散・流出しないことを目的として、洗車手順、洗浄水・汚泥管理方法等について定めるものである。
- 1-3 本マニュアルは、運搬車両台数等の変更に応じて、適宜見直しを行う。

2. マニュアルの適用範囲

- 2-1 (適用範囲)
本マニュアルにおける適用範囲は、本格撤去事業の洗車工程とする。
- 2-2 (適用対象主体)
本マニュアルは、洗車設備・場内管理グループ及び全体管理グループを対象としたものである。

【解説】

本マニュアルにおける適用範囲は、廃棄物を積込した運搬車両が場内退出直前に洗車する工程とする。洗車工程は、洗車待機時から洗車ヤード退出までをいい、作業手順、留意事項、管理事項等について定めるものである。

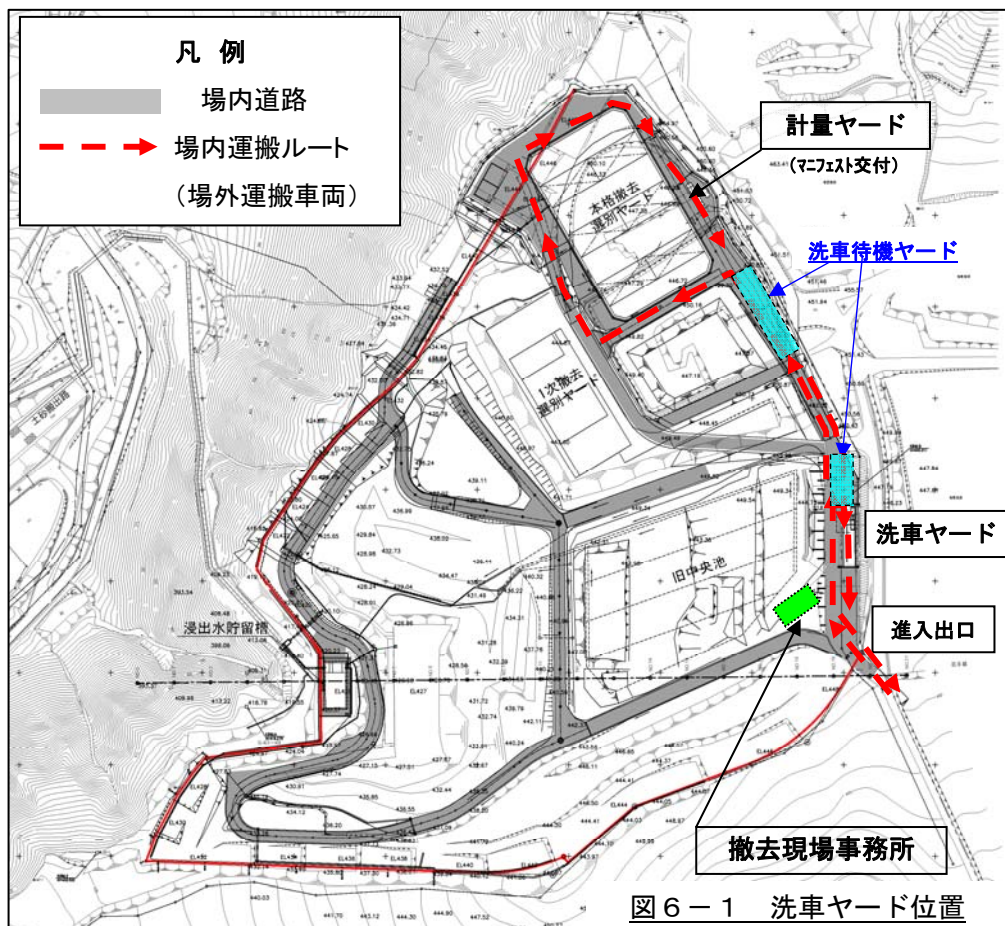
3. 洗車設備

- 3-1 (洗車ヤードの位置)
洗車ヤードは、場内退出直前に配置しており、廃棄物運搬車両は、場内退出直前に洗車を行い、車両に付着している廃棄物を場外へ移動させないものとする。
- 3-2 (洗車設備)
廃棄物運搬車両に付着した廃棄物が場外へ飛散・流出しないよう、十分な洗浄を行う。
適切な洗浄が行えるように、湿式洗浄による方式とする。

【解説】

(洗車ヤードの位置)

洗車ヤード位置を図6-1に示す。洗車ヤード手前を洗車待機ヤードとし、廃棄物運搬車両は傾斜地を避け、平地で待機することとする。



(洗車設備)

洗浄方法は、確実に付着した廃棄物等が洗浄できる湿式とし、かつ、洗車施設は幅広い車種に対応して洗浄が可能なものとしている。

4. 洗車手順

4-1 (洗車待機)

洗車待機ヤードを設け、洗車ヤード内に運搬車両が停滞しないようにしてヤード内での事故防止に努める。

4-2 (洗車)

タイヤ洗浄機で車輪を洗浄したのち、高圧洗浄機で車輪の仕上げ洗浄及び車輪以外（廃棄物の付着が認められる下回り及びボディ）の洗浄を行う。

なお、冬期間などタイヤ洗浄機を使用できない場合は、高圧洗浄機でタイヤ洗浄を行う。

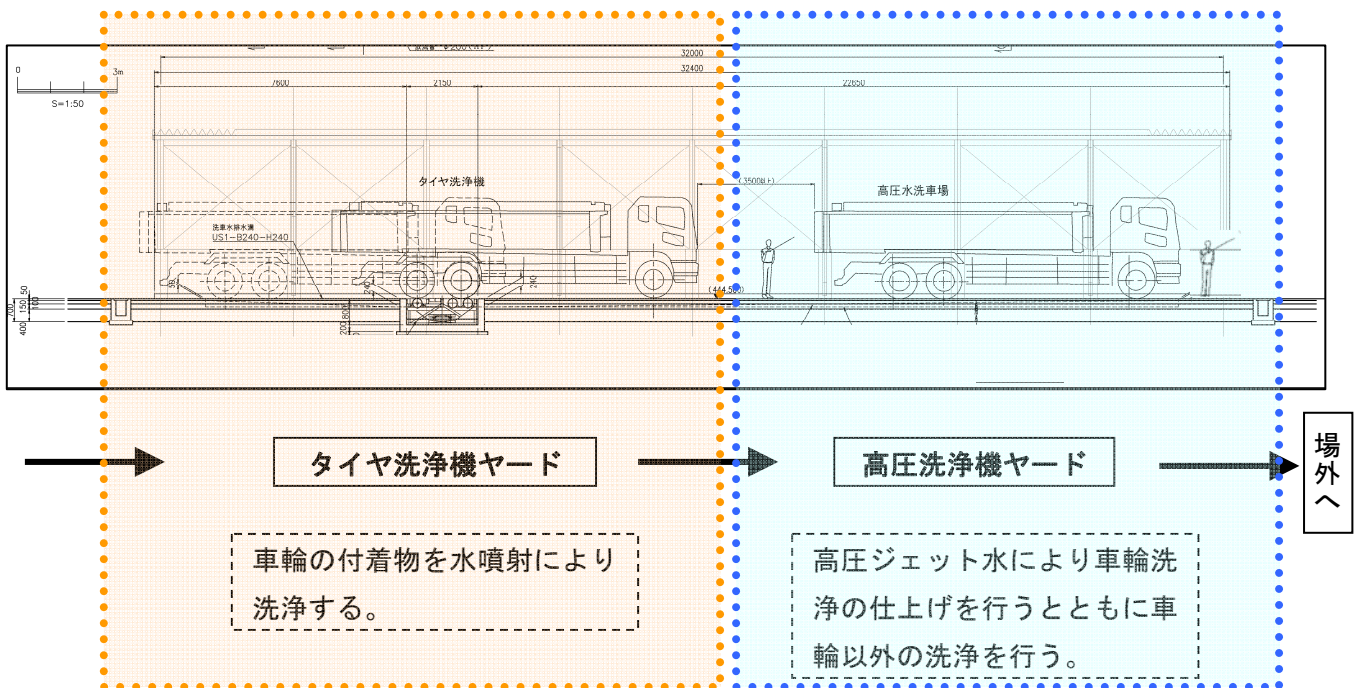
【解説】

(洗車)

洗車設備は、タイヤ洗浄機ヤードと高圧洗浄機ヤードに分かれる。

タイヤ洗浄機ヤードで車輪の付着物を水噴射により洗浄した後、高圧ジェット水により車輪洗浄の仕上げ及び車輪以外の洗浄を行う。

タイヤ洗浄機は、前輪、後輪毎に洗浄を行う。



なお、1台当たりの洗車時間は次のとおり設定している。

前輪設置 10 秒、前輪洗浄 15 秒、後輪設置 10 秒、後輪洗浄 15 秒、
高圧洗浄ヤード移動 10 秒、高圧洗浄時間 300 秒 計 6分/台

5. 洗浄水・汚泥管理

5-1 (洗浄水の管理、用水供給)

タイヤ洗浄機の洗浄水は、循環方式を採用する。

高圧洗浄機の洗浄水は、仕上げ洗浄であるため、清浄水を利用し、日常的に清浄水供給を行う。

5-2 (汚泥の管理)

洗浄水槽において溜まる汚泥は、随時除去し、適正に処分を行う。